

DEMOLITION WORK ENGINEER EXAM

2026年10月版

解体工事施工技士試験 想定問題集

全270問【解説つき】

6

問収録

無料サンプル版
製品版は全270問

SKILL BASE CAMP

本書は非公式の学習教材です。試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。
公的機関の公表資料および一般に公開された情報のみに基づき、著者が独自に作成しています。

本書について

本書は、解体工事施工技士試験の想定問題集（全270問）の**無料サンプル版**です。製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、6問を抜粋しています。

対象	解体工事施工技士試験の受験者
出題形式	本試験は四肢択一式50問（90分）と記述式5問（120分）。本書は四肢択一式の範囲だけを扱い、記述式は収録していない。計算問題28問と、表を読ませる設問53問を含む
収録数	6問（各章の問題のあとに解答・解説）
準拠	公益社団法人全国解体工事業団体連合会「解体工事施工技士（登録解体工事試験）とは」「令和8年度（第34回）解体工事施工技士試験について」（2026年10月11日取得）の出題範囲の見出しと、関連する法令・告示・通達・国の公開資料（法令は2026年10月1日時点）

本試験の形式と時間配分

試験を実施するのは公益社団法人全国解体工事業団体連合会（全解工連）。令和8年度（第34回）の試験日は2026年12月6日で、受験料は16,500円（税込。コンビニ決済は決済手数料500円を加えて17,000円）である。設問と時間は次のとおり。

四肢択一式	50問・90分（12:20～13:50）。1問あたり約1分48秒
記述式	5問・120分（14:30～16:30）。本書では扱わない

合格基準

四肢択一式の得点・記述式の得点・合計得点のそれぞれに基準点が設けられる。基準点の値は公表されていない

本書は四肢択一式だけを扱う。時間配分より、正解の根拠を条文や通達のどこに求められるかを確かめながら解いてほしい。

科目と配点

出題範囲は、土木・建築の基礎知識、解体工事施工の計画、解体工事施工管理、解体工法、解体用機器、安全管理、環境保全、副産物・廃棄物対策、関連法規その他の9項目で、公表されているのは見出しだけである。科目ごとの出題数と配点は公表されていない。本書は9項目を同じ重さとして、各30問を置いた（270問）。実際の配分とは異なる可能性がある。

解き方の目安

法令の問いでは、数値（高さ・面積・期間・日数・重量）と、届出先・義務を負う者の取り違えに注意する。同じ内容でも、法律や規則によって数値が違うことがある（特定建設作業の騒音と振動、作業主任者を選任する高さなど）。計算問題は、条文や基準の式に、設問の表の条件を当てはめる形で出題している。式は解説に示してあるので、覚えていなくても解ける。事例問題は、現場の場面に条文を当てはめて、とるべき措置を選ぶ形である。

収録内容

サンプル問題

6問

6

本書のご利用にあたって

本書をお読みになる前に、以下の事項をご確認ください。ご購入・ご利用をもって、これらに同意いただいたものとみなします。

- 1. 本書は非公式の学習教材です。** 解体工事施工技士試験を実施する機関（公益社団法人全国解体工事業団体連合会）の公認・監修・推奨を受けたものではなく、同機関および関係する事業者と 本書の著者との間に、資本関係・提携関係・その他一切の関係はありません。
- 2. 本書の問題・解説は、すべて著者が独自に作成したものです。** 試験問題を再現・引用したものではありません。また、公式テキスト、講座資料、他社の教材から文章を転載した箇所也没有ありません。作成にあたっては、官公庁等が公表している資料、法令、各種基準など、一般に公開されている情報のみを参照しています。
- 3. 本書は試験に出題される内容を予測・保証するものではありません。** 収録した問題は、公開されている出題範囲をもとに著者が独自に構成した想定問題であり、実際の出題との一致を意図したものでも、保証するものでもありません。本書を学習しても合格を保証するものではありません。
- 4. 内容は制作時点の情報に基づきます。** 法令は2026年10月1日時点のものです。令和8年度試験（2026年12月6日）までの改正は反映していません。この分野の制度・基準・法令は改正されます。本書の記述が最新の状況と異なる場合がありますので、実際の受験および実務にあたっては、必ず官公庁等が公表する一次情報をご確認ください。
- 5. 内容の正確性について。** 著者は内容の正確性に努めていますが、誤りがないことを保証するものではありません。本書の利用によって生じたいかなる損害についても、著者は責任を負いかねます。
- 6. 複製・再配布の禁止。** 本書は購入者ご本人が学習に利用する目的で提供されています。全部または一部を問わず、複製、転載、譲渡、貸与、公衆送信（インター

ネット上での共有・アップロードを含む)、翻案することを禁じます。

7. 商標について。本文中に記載される試験名、団体名、製品名、サービス名は、各社の商標または登録商標です。本文中では™ および® を省略しています。これらの表示は、当該商品・サービスを説明する 目的で用いているものであり、権利者による本書の承認を示すものではありません。

サンプル問題

製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、全収録問題から抜粋しています。計算問題と表を読む設問を含みます。

問 1

土木・建築の基礎知識

積雪荷重の計算

多雪区域以外の区域にある建築物の屋根について、次の表の条件で、建築基準法施行令第86条第1項により計算した屋根全体の積雪荷重として、正しいものはどれか。ただし、屋根には雪止めがあり、雪下ろしによる垂直積雪量の低減は行わないものとする。

建築物と屋根の条件

項目	値
積雪の単位荷重	積雪量1cmごとに1㎡につき 20N
垂直積雪量（特定行政庁が規則で定める数値）	30cm
屋根の水平投影面積	120㎡
屋根面に沿って測った屋根の面積	135㎡

- A 0.72kN
- B 81kN
- C 72kN
- D 7.2kN

問 2

解体工事施工の計画

解体建築物の資料提供と施工計画

発注者A社は、築45年の事務所ビルの解体工事を施工者B社に発注する。A社には竣工時の構造図と設備図、2回の増築の記録、定期点検の記録が残っている。A社の担当者は「前の所有者から石綿は使われていないと聞いている」とB社に口頭で伝えた。建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）の考え方に照らし、最も適切なものはどれか。

- A A社は保有する記録を可能な限りB社に提供し、石綿の情報は書面で伝える。
B社は提供された情報と現地確認に基づき施工計画を作成する。
- B A社が提供すべき資料は竣工時の構造図と設備図であり、増築の記録や点検の記録は、B社が現地調査で自ら把握する。
- C A社の担当者が石綿は使われていないと伝えているので、B社はその情報を前提として施工計画を作成し、石綿の確認は解体の途中で行う。
- D B社は、A社から提供された構造図と設備図が建物の現状を表しているものとし、図面の内容だけに基づいて施工計画を作成する。

問 3

解体工法

建築物の解体工事の工程

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（以下「建設リサイクル法施行規則」）は、建築物に係る解体工事の工程の順序を定めている。表のア～エを定められた順に並べたものとして、最も適切なものはどれか。なお、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上の理由で順序により難しい場合は考えない。

建築物の解体工事の工程（順不同）

記号	工程
ア	屋根ふき材の取り外し
イ	基礎及び基礎ぐいの取り壊し
ウ	建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材・外装材・構造耐力上主要な部分を除く）の取り外し
エ	外装材と、構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し

- A ア → ウ → エ → イ
- B ウ → エ → ア → イ
- C ウ → ア → エ → イ
- D ア → ウ → イ → エ

問 4

安全管理

高さ2m以上の箇所の作業の措置

労働安全衛生規則に定める、高さ2m以上の箇所での作業に関する事業者の措置として、最も不適切なものはどれか。

- A 労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、それを安全に取り付けるための設備等を設ける
- B 作業を行う箇所では、作業を安全に行うために必要な照度を保持する
- C 要求性能墜落制止用器具等とその取付設備等は、異常の有無を定期的に点検する
- D 強風、大雨、大雪等の悪天候のため作業の実施に危険が予想されるときは、その作業を行わせない

問 5

環境保全

騒音の作業時間の計算

騒音規制法の指定地域のうち、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（告示）の別表第1号に掲げる区域で、さく岩機を使用する特定建設作業を行う。次の表の作業計画のうち、この基準の夜間・1日の作業時間・休日に関する定めに適合するものはどれか。ただし、作業はいずれも休止を挟まずに連続して行い、敷地の境界線での騒音の大きさは基準に適合し、作業日に祝日等の休日は含まれず、災害その他の例外に当たる事情はないものとする。

さく岩機を使用する作業の計画（いずれも連続4日間）

計画	開始時刻	終了時刻	作業を行う曜日
計画甲	午前8時00分	午後6時30分	月曜日～木曜日
計画乙	午前9時00分	午後7時30分	月曜日～木曜日
計画丙	午前8時00分	午後5時00分	木曜日～日曜日
計画丁	午前8時30分	午後6時00分	火曜日～金曜日

- A 計画丁
- B 計画乙
- C 計画丙
- D 計画甲

問 6

副産物・廃棄物対策

数次の請負と排出事業者

次の事例について、廃棄物処理法上、この解体工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理について「事業者」とされる者として、最も適切なものはどれか。

解体工事の請負関係

当事者	立場
甲	建築物の所有者で、解体工事の注文者（発注者）
A社	甲から解体工事を直接請け負った建設業者
B社	A社から解体工事の一部を請け負った建設業者
C社	B社から内装材の撤去を請け負い、実際に作業を行った建設業者

- A 内装材の撤去で生じた産業廃棄物は、実際に作業を行い廃棄物を発生させたC社が事業者となる。
- B 建築物の所有者として解体を決めた注文者の甲が、工事全体の事業者となる。
- C A社・B社・C社が、それぞれ自ら施工した部分から生じた廃棄物について事業者となる。
- D 注文者の甲から解体工事を直接請け負った建設業者であるA社が事業者となる。

解答・解説

問 1 正解 C 土木・建築の基礎知識 積雪荷重の計算

施行令第86条第1項は、積雪荷重を「積雪の単位荷重 × 屋根の水平投影面積 × 垂直積雪量」で計算するとしている。同条第2項の単位荷重は積雪量1cmごとの値なので、垂直積雪量は cm の数値のまま掛ける。屋根に雪止めがあるので、第4項の屋根形状係数は乗じない。

計算の過程

段階	計算
1㎡あたりの積雪荷重	$20 \times 30 = 600 \text{ (N/㎡)}$
屋根全体の積雪荷重	$600 \times 120 = 72,000 \text{ (N)} = 72\text{kN}$

したがって C が正しい。

他の選択肢 A は垂直積雪量を m に直した 0.3 を掛けた値 ($20 \times 0.3 \times 120 = 720\text{N}$) で、単位荷重が積雪量1cmごとの値であることを見落としている。B は屋根面に沿って測った面積で計算した値 ($600 \times 135 = 81,000\text{N}$) で、水平投影面積を用いるという条件を誤っている。D は N から kN への換算で桁を誤った値 (72,000N を 7.2kN とした) である。

出典 建築基準法施行令 第86条第1項～第4項

問 2 正解 A 解体工事施工の計画 解体建築物の資料提供と施工計画

要綱第42は、発注者に、解体対象建築物の設計図書（構造図、構造計算書、設備図を含む）、増改築記録、メンテナンスや点検の記録等を可能な限り施工者に提供することを求め、施工者には、提供された情報と現地確認に基づいて施工計画を作成することを求めている。解説は、発注者が口頭で「石綿なし」と伝えた結果、実際には石綿があつて飛散させた事例があるとして、発注者は保有する情報を口頭ではなく書面で提供する必要があるとしている。したがって A が正しい。

他の選択肢 B は誤り。増改築記録や点検の記録も、発注者が提供する情報に含まれる（第42第1項）。C は誤り。口頭の情報を前提にすることは、解説が問題として挙げている状況そのものである。施工計画は提供情報と現地確認に基づいて作成する。D は誤り。施工者は、提供された情報に加えて現地確認に基づいて施工計画を作成する（第42第2項）。図面だけに基づく計画はこれに当たらない。

出典 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）（令和元年 国土交通省告示第496号）第42 第1項・第2項及び解説

問 3 正解 C 解体工法 建築物の解体工事の工程

建設リサイクル法施行規則第2条第3項は、建築物に係る解体工事の工程を、①建築設備・内装材その他の建築物の部分の取り外し、②屋根ふき材の取り外し、③外装材と構造耐力上主要な部分のうち基礎・基礎ぐいを除いたものの取り壊し、④基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に従うよう定めている。表の記号では ウ → ア → エ → イ となる。したがって C が正しい。

他の選択肢 A は誤り。屋根ふき材の取り外し（ア）は、建築設備・内装材等の取り外し（ウ）の後である。B は誤り。外装材と構造部分の取り壊し（エ）は、屋根ふき材の取り外し（ア）の後である。D は誤り。屋根ふき材から始めている点に加え、基礎及び基礎ぐいの取り壊し（イ）は最後の工程である。

出典 建設リサイクル法施行規則 第2条第3項

問 4 正解 C 安全管理 高さ2m以上の箇所の作業の措置

第521条第2項は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等とその取付け設備等の異常の有無について**随時点検**するよう定めている。定期に点検する形では定められていない。したがって **C** が正しい。

他の選択肢 A は正しい記述。第521条第1項は、高さ2m以上の箇所での作業で器具等を使用させるときに、取付設備等を設けるよう定めている。B は正しい記述。第523条による。D は正しい記述。第522条による。

出典 労働安全衛生規則 第521条～第523条

問 5 正解 A 環境保全 騒音の作業時間の計算

告示の別表第1号の区域では、午後7時から翌日の午前7時までの作業が禁止され、1日の作業時間は10時間を超えてはならず、日曜日その他の休日の作業も禁止される。各計画の1日の作業時間を求める。

1日の作業時間と判定

計画	計算（時刻を時間に換算）	作業時間	判定
計画甲	$18.5 - 8.0 = 10.5$	10時間30分	10時間を超える
計画乙	$19.5 - 9.0 = 10.5$	10時間30分	午後7時以降の作業もある
計画丙	$17.0 - 8.0 = 9.0$	9時間00分	日曜日に作業する
計画丁	$18.0 - 8.5 = 9.5$	9時間30分	適合

計画丁は、9時間30分で10時間以内に収まり、午後7時より前に終わり、日曜日・休日の作業も含まない。したがって A が正しい。

他の選択肢 B は誤り。計画乙は1日10時間30分で上限を超えるうえ、午後7時から午後7時30分までの作業が夜間の禁止時間に入る。C は誤り。計画丙は1日9時間で収まるが、日曜日に作業を行う計画であり、休日の禁止に当たる。D は誤り。計画甲は午後7時より前に終わるが、1日の作業時間が10時間30分となり、10時間を超える。

出典 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）第2号・第3号・第5号、別表第1号

問 6 正解 D 副産物・廃棄物対策 数次の請負と排出事業者

廃棄物処理法第21条の3第1項は、建設工事が数次の請負によって行われる場合、その建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理について、**注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者（元請業者）を事業者とすると定めている**。下請負人が作業を行った部分から生じた廃棄物も、元請業者であるA社の廃棄物として扱われる。したがって**D**が正しい。

他の選択肢 A は誤り。実際に作業を行った下請負人でも、第21条の3第1項により事業者は元請業者となる。B は誤り。注文者（発注者）は同項の事業者にあたらない。C は誤り。施工した部分ごとに事業者を分ける規定ではなく、工事全体について元請業者が事業者となる。

出典 廃棄物処理法 第21条の3第1項

本章の出典

- 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
- 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
- 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- 測量法（昭和24年法律第188号）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 市街地液化化対策推進ガイダンス【本編】（国土交通省都市局都市安全課、令和元年6月）
- 石綿障害予防規則（e-Gov 法令検索、2026年10月1日現在）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、同法施行令、同法施行規則（e-Gov 法令検索、2026年10月1日現在）
- 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）及び国土交通省「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説」（令和元年9月）
- 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年3月23日 国営建技第11号、最終改定 令和4年5月10日）
- 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省・環境省、令和3年3月策定・令和8年2月改正）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（基準日 2026年10月1日の法令）
- 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年版）
- 労働安全衛生規則（基準日 2026年10月1日の法令）
- 石綿障害予防規則（基準日 2026年10月1日の法令）
- 建築物解体工事における安全対策の強化と安全総点検の実施について（要請）（長岡労働基準監督署、令和5年12月22日 長岡基署発1222第1号）
- 石綿障害予防規則の解説（厚生労働省、令和3年3月一部改正）
- 煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について（平成24年9月13日 基安化発0913第1号）
- 労働安全衛生法（2026年10月1日時点の条文）
- 労働安全衛生法施行令（2026年10月1日時点の条文）
- 労働安全衛生規則（2026年10月1日時点の条文）
- 粉じん障害防止規則（2026年10月1日時点の条文）
- 酸素欠乏症等防止規則（2026年10月1日時点の条文）

-
- 石綿障害予防規則（2026年10月1日時点の条文）
 - 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日 基発0622第2号 厚生労働省労働基準局長）
 - 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について（令和7年5月20日 基発0520第6号 厚生労働省労働基準局長）
 - 建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事等編（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）及び同要綱の解説（国土交通省、令和元年9月）
 - 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）（基準日2026年10月1日の版）
 - 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、平成27年環境省告示第66号までの改正を反映）
 - 振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）（基準日2026年10月1日の版）
 - 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）（基準日2026年10月1日の版）
 - 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）（基準日2026年10月1日の版）
 - 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）（基準日2026年10月1日の版）
 - ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）（基準日2026年10月1日の版）
 - フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）（基準日2026年10月1日の版）
 - フロン類の排出抑制について（環境省地球環境局フロン対策室、令和6年6月26日）
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則（e-Gov 法令検索、2026年10月1日現在）
 - ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（e-Gov 法令検索、2026年10月1日現在）
 - 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、同法施行令（e-Gov 法令検索、2026年10月1日現在）
 - 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（環境省環境再生・資源循環局、令和3年3月）
 - 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省、平成14年5月30日改正）

-
- 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（e-Gov 法令検索、2026年10月1日現在）
 - 建設発生土の搬出先の適正確認を実施していますか？（元請業者向けリーフレット）（国土交通省不動産・建設経済局建設業課、令和7年3月版）

いずれも公的機関等が公表している資料です。制度は改正されるため、受験にあたっては必ず最新版をご確認ください。

解体工事施工技士試験 想定問題集

2026年10月版（第1.1版・2026年10月14日改訂）

発行：Skill Base Camp <https://skillbasecamp.com>

本書は非公式の学習教材であり、試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。

内容は公開情報に基づき著者が独自に作成しています。制作時点の情報に基づくため、制度の最新の状況は一次情報をご確認ください。

文中に記載される試験名・団体名・製品名は、各社の商標または登録商標です。本文中では ™ および ® を省略しています。